



伊 総 第 1511 号
令和 7 年 3 月 10 日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市長 稲 森 稔 尚



文書質問に対する回答について

令和 7 年 2 月 25 日付伊議第 905 号で回答の要求がありました文書質問について、
下記のとおり回答します。

記

議決すべき事件について

【質問】

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例について、下記の各号の規定に基づく
議決案件について、その基準及び該当する計画等を示されたい。

- 1 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想及びこれを具
現化するための根幹的な施策や事業を示した計画等（条例第 2 条第 1 号）
- 2 前号に掲げるもののほか、期間が 5 年以上のもので、市行政の基本的な施策に
係る計画等（条例第 2 条第 2 号）

【回答】

平成 23 年の地方自治法の改正により、市町村の基本構想策定義務が削除され、
議会の議決を必須とする規定がなくなりました。このため、市の総合計画を採択す
べき事件として扱うため平成 27 年に議員発議により本条例が改正されました。条
例第 2 条第 1 号及び第 2 号に関し具体的な基準は設けておりませんが、想定してい
る計画について下記のとおり回答します。

なお、「伊賀市子ども計画」については、こども基本法第 10 条及び子ども・子育
て支援法第 61 条に基づく計画であり、条例第 2 条第 2 号中の「(法令又は他の条例
に定めのあるものは除く。)」に該当することから、議決案件とはしておりません。
また、この計画の前身である「伊賀市子ども・子育て支援計画」も議決を得ており
ません。

- 1 基準及び該当する計画

(1) 第2条第1号

ア 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想

該当する計画：総合計画

イ アを具現化するための市の根幹的な施策や事業を示した計画等

該当する計画：地域福祉計画、都市マスタープラン

(2) 第2条第2号

計画の期間が5年以上のもので、市行政の基本的な施策に係る計画等

該当する計画：文化振興ビジョン、環境基本計画、水道事業基本計画（水道事業ビジョン）

